

中小企業省力化投資補助事業 省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領の一部を改訂する登録要領新旧対照表（傍線部分は改訂部分）

中小企業省力化投資補助事業 省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領

改訂後	現行
<p>1. 本事業の概要</p> <p>1-2 定義</p> <p>本登録要領における定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 製品カテゴリ 「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に使用され類似の効能を発揮する製品であり、その動作原理、外観、規模等において大きな差の無いものを総称するための分類を指す。 製品カテゴリは、工業会等が、会員企業等の製品カテゴリへの登録の要望等を踏まえ、中小企業庁に対して登録申請を行い、中小企業庁が業所管省庁等と協議して認定を行う。その際、個々の製品カテゴリに対して工業会等において承認を受けた省力化指数（当該製品カテゴリが対象業種の業務領域においてどのような省力化効果を生み出すか、定量的な説明を行う指標）が策定される。</p> <p><u>(注) 介護業を対象とした製品カテゴリについては、中小企業庁が業所管省庁と協議の上必要性が認められる製品カテゴリに限り、開設を認める。(ただし、介護保険制度からの介護報酬を支払われている事業（本事業においては、以下「介護事業」という。）でしか利用が想定されない製品カテゴリについては、開設を認めない。)</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3. 登録時の要件及び留意事項</p> <p>3-2 省力化製品の要件</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) サイバーセキュリティに関する事項 <u>中小企業庁と業所管省庁にて協議の上、サイバーセキュリティ上の対策が必要と判断された製品カテゴリについては、カタログ登録申請時に以下の対応を行うこと。</u> (ア)「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」における適合基準である★1～★4のいずれかを取得すること。 (イ)カタログ登録申請時に、(ア)を満たすことを示す資料を提出すること。</p>	<p>1. 本事業の概要</p> <p>1-2 定義</p> <p>本登録要領における定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 製品カテゴリ 「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に使用され類似の効能を発揮する製品であり、その動作原理、外観、規模等において大きな差の無いものを総称するための分類を指す。 製品カテゴリは、工業会等が、会員企業等の製品カテゴリへの登録の要望等を踏まえ、中小企業庁に対して登録申請を行い、中小企業庁が業所管省庁等と協議して認定を行う。その際、個々の製品カテゴリに対して工業会等において承認を受けた省力化指数（当該製品カテゴリが対象業種の業務領域においてどのような省力化効果を生み出すか、定量的な説明を行う指標）が策定される。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3. 登録時の要件及び留意事項</p> <p>3-2 省力化製品の要件</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(参考) セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）について
（独立行政法人情報処理推進機構 HP より）
（<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/index.html>）